

# 広島県指定介護老人福祉施設等の入所指針について（案）

平成 27 年 1 月 広島県介護保険課

## 1 策定の趣旨

国の指針の改正通知（※）を踏まえ、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の入所基準を明確化することにより、要介護 1 又は 2 の方を含む入所決定過程の透明性・公平性の確保を図るとともに、施設の有する人材及び在宅支援機能を効果的に活用し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」の構築に資する。

### （※）指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について〔抜粋〕

- ・入所判定の対象となる者は、入所申込者のうち、要介護 3 から要介護 5 までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて「やむを得ない事由」があることによる要介護 1 又は 2 の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者であること。
- ・要介護 1 又は 2 の入所申込者の特例入所が認められる場合には、施設と入所申込者の保険者である市町との間で、必要な情報共有等を行うこと。
- ・指針は公表するとともに、施設は、入所希望者に対してその内容を説明するものとすること。

【平成 26 年 12 月 12 日 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知】

## 2 指針策定に係る考え方

施設には、地域の拠点として、生活相談員を中心とした入所申込者に対する継続的な状況確認や、保険者である市町をはじめ、地域の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者等との密接な連携を図ることで、入所申込者が在宅生活を可能な限り継続できるよう、本指針を契機として、その有する機能やノウハウを最大限に活用してもらうことを目指す。

## 3 入所指針に係る取扱い

- 施設への入所申込は、原則介護支援専門員等の関与（※）のもとに行う。
- （※）入所申込時に添付する「調査票」の記載、「サービス利用票・別表」の添付等
- 要介護 1 又は 2 の方から入所申込があった場合は、入所判定が行われるまでの間に、施設と保険者市町との間で情報の共有（施設から保険者市町へ「入所申込者（要介護 1・2）に係る報告書」による報告、「入所申込者に係る意見書」による意見照会）を行う。
- 意見を求められた保険者市町は、地域の在宅サービスや生活支援などの提供体制等を踏まえ、施設に対して適宜意見を表明する。
- 施設は、保険者市町の意見をもとに、入所判定対象者とすべきか判断する。
- 施設は、入所申込者全員に対する状況把握を、最低年 1 回実施する。  
（「調査票」や現在使用している様式等を活用）
- 入所判定に係る評価は点数化し、入所申込者間の透明性・公平性を図る。

「入所申込書」、「調査票」、「入所申込者（要介護 1・2）に係る報告書」、「入所申込者に係る意見書」等の様式については、後日県ホームページへの掲載等により示す予定。

## 4 入所申込の流れ

別紙「広島県における特養入所指針策定の内容（案）」参照

## 5 今後のスケジュール（案）

| 年月          | 内容   |
|-------------|--|
| 平成 27 年 2 月 | ・入所指針の決定（県老人福祉施設連盟と共同で作成）<br>・入所指針の関係施設等への周知（県 H P ・県老人福祉施設連盟 H P への掲載等） 等 |
| 平成 27 年 3 月 | ・各施設が定める入所指針の修正<br>・各施設から入所申込者へ周知 等  |
| 平成 27 年 4 月 | ・入所指針施行  |

# 広島県における特養入所指針策定の内容(案)

★本指針は広島県及び広島県老人福祉施設連盟  
が共同で作成

●平成27年4月1日以前から施設入所している  
要介護者は、仮に4月1日以後に要介護1・2に  
変更になつても引き続き入所可能

介護支援専門員等

特別養護老人ホームへの入所申込は、  
原則介護支援専門員等の関与のもとに  
行う。

●施設は、入所申込者に対する状況把握を最低年1回  
実施する。

「調査表」は、介護支援専門員  
等、入所申込者の状況をよく  
把握している者が記載

入所希望者本人  
若しくは  
その家族

原則  
要介護  
3～5

例外  
要介護  
1～2

「入所申込書」、「  
調査票」、「サ  
ービス利用票」,  
「被保険者証  
(写)」等

「入所申込書」、「  
調査票」、「サ  
ービス利用票」,  
「被保険者証  
(写)」等

特別養護老人  
ホーム

入所検討委員会

〔特例入所(要介護1・2の方が入所できる)要件〕  
●認知症や知的・精神障害等を伴い、日常生活に支障を來  
すような症状等が頻繁に見られ、在宅生活が困難  
●単身世帯、同居家族が高齢又は病弱で、家族等からの支  
援が期待できず、かつ地域の介護サービスや生活支援の  
供給が十分に認められず、在宅生活が困難 等

- ①施設は「報告書」「意見書」により保険者市町に  
意見を求める  
②保険者市町は、地域のサービス提供体制に係る状  
況や、申込者を担当する介護支援専門員からの聴  
取等を踏まえ、①の意見書で意見を表明できる

制度説明・特例  
入所要件の確認

意見照会  
(原則要介護  
1・2のみ)  
回答

保険者市町

老高発1212第1号  
平成26年12月12日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
( 公 印 省 略 )

### 指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について

指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）については、施設への入所の必要性の高い者の優先的な入所に努めるよう、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）」第7条第2項及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」第134条第2項で義務づけているところであるが、今般、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第21項の改正と、それに伴う介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の改正により、平成27年4月1日以降の施設への入所が原則要介護3以上の方に限定される一方で、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所（以下「特例外所」という。）が認められる。これらの運用に当たっては、透明性及び公平性が求められるとともに、特例外所の運用については、市町村による適切な関与が求められる。こうした観点から、関係自治体と関係団体が協議し、施設への入所に関する具体的な指針を共同で作成することが適当である。

については、こうした指針の作成・公表に関する留意事項について別紙のとおりとりまとめたので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に周知を図るとともに、管内における円滑かつ適切な指針の作成等に遺憾のないようにされたい。

また、本通知の施行に伴い、「指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について」（平成14年8月9日付け老計第0807004号厚生労働省老健局計画課長通知）は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

(別紙)

### 指針の作成・公表に関する留意事項

#### 1. 指針の作成について

(1) 指針は、その円滑な運用を図る観点から、関係自治体と関係団体が協議し、共同で作成することが適当であること。

(2) 指針には、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）」第7条第2項及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」第134条第2項の透明かつ公平な運用を図る観点から、次の事項を盛り込むこと。

① 入所判定対象者の選定について

② 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）が申込者の入所の必要性の高さを判断する基準

③ 施設が(1)の基準を当てはめて入所を決定する際の手続き

④ その他

（例）老人福祉法第11条第1項第2号に定める措置委託の場合の取扱い

#### 2. 入所判定対象者の選定について

(1) 入所判定の対象となる者は、入所申込者のうち、要介護3から要介護5までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者とすること。

(2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮すること。

① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること、

② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること、

③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること、

④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

(3) 要介護1又は2の入所申込者の特例入所が認められる場合には、以下のような取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者

である市町村（特別区を含む。以下「保険者市町村」という。）との間で情報の共有等を行うこと。なお、施設と保険者市町村との間での必要な情報共有等が行われるのであれば、以下の取扱いと異なる手続きとすることを妨げるものではないこと。

- ① 施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込みに当たって求めることとすること。
- ② この場合において、施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求める。
- ③ ②の求めを受けた場合において、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聽取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとすること。
- ④ また、下記4. の入所を決定する際の手続きとして設置する入所に関する検討のための委員会においては、必要に応じて「介護の必要的程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町村に意見を求めることが望ましいこと。

### 3. 入所の必要性の高さを判断する基準について

- (1) 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）」第7条第2項及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」第134条第2項に挙げられている勘案事項について

「介護の必要的程度」については、要介護度を勘案することが考えられること。

また、「家族の状況」については、単身世帯か否か、同居家族が高齢又は病弱か否かなどを勘案することが考えられること。

### (2) その他の勘案事項について

居宅サービスの利用に関する状況などが考えられること。

### 4. 施設が基準を当てはめて入所を決定する際の手続きについて

#### (1) 入所に関する検討のための委員会の設置について

- ① 施設に、入所に関する検討のための委員会を設け、入所の決定は、その合議によるものとすること。
- ② 入所に関する検討のための委員会は、施設長と生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の関係職員で構成することとし、あわせて、施設職員以外の者の参加も求めることが望ましいこと。この場合、施設職員以外の者としては、当該社会福祉法人の評議員のうち地域の代表として加わっている者、社会福祉事業の経営

者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにおいて選任することとされている第三者委員などが考えられること。

(2)記録の作成及び保存について

① 施設は、入所に関する検討のための委員会を開催する都度、その協議の内容(2.

(3)③及び④の保険者市町村の意見を含む。)を記録し、これを2年間保存するものとすること。

② 施設は、市町村又は都道府県から求めがあったときは、上記の記録を提出するものとすること。

5. 指針の公表等について

指針は公表するとともに、施設は、入所希望者に対してその内容を説明するものとすること。

6. その他

管内の市町村・関係団体において指針の作成について独自の取組みがある場合には、これを尊重する必要があること。

参考

O. 指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について(平成 26 年老高発 1212 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)

| 新  | 日   |
|--|---|
| <p>指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について<br/>平成 26 年老高発 1212 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知</p> <p>指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）については、施設への入所の必要性の高い者の優先的な入所に努めるよう、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）」第 7 条第 2 項及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」第 134 条第 2 項で義務づけているところであるが、今般、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 21 項の改正と、それに伴う介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の改正により、平成 27 年 4 月 1 日以降の施設への入所が原則要介護 3 以上の方に限定される一方で、居宅において日常生活を営むことが困難なことにつけてやむを得ない事由があることによる要介護 1 又は 2 の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる。これらの方の運用に当たっては、透明性及び公平性が求めるとともに、特例入所の運用についても、市町村による適切な関与が求められる。こうした観点から、関係団体と関係団体が協議し、施設への入所に関する具体的な指針を共同で作成することが適当である。</p> <p>については、こうした指針の作成・公表に関する留意事項について別紙のとおりとまとめたので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に周知を図るとともに、管内における円滑かつ適切な指針の作成等に遺憾のないようにされたい。</p> <p>また、本通知の施行に伴い、「指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について（平成 14 年 8 月 9 日付け老計第 0807004 号厚生労働省老健局計画課長通知）」は廃止する。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。</p> | <p>指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について<br/>平成 14 年老計第 0807004 号厚生労働省老健局計画課長通知</p> <p>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護養型医療施設に対して必要性の高い者の優先的な入所に努めるよう義務づけることについては、本年 7 月 1 日に社会保障審議会の答申を得て、本日、関係省令の改正により各施設の運営に関する基準に追加されたところであるが、これらの運用に当たっては透明性及び公平性が求められることであり、特に入所希望者が多い指定介護老人福祉施設については、こうした観点から、関係団体と関係団体が協議し、入所に関する具体的な指針を共同で作成することが適当である。</p> <p>については、こうした指針の作成・公表に関する留意事項について別紙のとおりとまとめたので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に周知を図るとともに、管内における円滑かつ適切な指針の作成等に遺憾のないようにされたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。</p> |

| 新<br>(別紙) | 指針の作成・公表に関する留意事項 | 指針の作成・公表に関する留意事項  |
|-----------|------------------|---|
|           |                  | <p>1. 指針の作成について</p> <p>(1) 指針は、その円滑な運用を図る観点から、関係自治体と関係団体が協議し、共同で作成することが適当であること。</p> <p>(2) 指針には、「<u>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成11年厚生省令第39号）」第7条第2項及び「<u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第34号）」第134条第2項の透明かつ公平な運用を図る観点から、次の事項を盛り込むこと。</p> <p>① 入所判定対象者の選定について</p> <p>② 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）が申込者の入所の必要性の高さを判断する基準</p> <p>③ 施設が(1)の基準を当てはめて入所を決定する際の手続き</p> <p>④ その他</p> <p>(例)老人福祉法第11条第1項第2号に定める措置委託の場合の取扱い</p> <p>2. 入所判定対象者の選定について</p> <p>(1) 入所判定の対象となる者は、入所申込者のうち、要介護3から要介護5までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者とすること。</p> <p>(2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事項を考慮すること。</p> <p>① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状</p> |

| 新  | 旧 |
|--|---|
| <p>・行動や意思疎遠の困難さが頻繁に見られること、</p> <p>② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること、</p> <p>③ 家族等による深刻な虐待が疑われるなどにより、心身の安全・安心の確保が困難であること、</p> <p>④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること</p> <p>(3) 要介護1又は2の入所申込者の特例入所が認められる場合は、以下のような取扱いにより、入所判断が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村（特別区を含む。以下「保険者市町村」という。）との間で情報の共有等を行うこと。なお、施設と保険者市町村との間での必要な情報共有等が行われるのであれば、以下の取扱いと異なる手続きとすることを妨げるものではないこと。</p> <p>① 施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を送ることが困難なことについてやきを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込みに当たって求めることとする。</p> <p>② この場合において、施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たつて適宜その意見を求めること。</p> <p>③ ②の求めを受けた場合において、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容などを踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとすること。</p> <p>④ また、下記4. の入所を決定する際の手続きとして設置する入所に関する検討のための委員会においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町村に意見を求めることが望ましいこと。</p> <p>3. 入所の必要性の高さを判断する基準について</p> <p>2. 入所の必要性の高さを判断する基準について</p> |   |

## 新

|  |   |
|--|---|
| (1) 「 <u>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準</u> （平成11年厚生省令第39号）」第7条第2項及び「 <u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準</u> （平成18年厚生労働省令第34号）」第134条第2項に挙げられている勘案事項について | (1) 基準命令に挙げられている勘案事項については、要介護度を勘案することを考えられること。<br>また、「家族の状況」については、単身世帯か否か、同居家族が高齢又は病弱か否かなどを勘案することが考えられること。  |
| (2) その他の勘案事項について<br>居宅サービスの利用に関する状況などが考えられること。   | (2) その他の勘案事項については、要介護度を勘案することを考えられること。<br>また、「家族の状況」については、単身世帯か否か、同居家族が高齢又は病弱か否かなどを勘案することが考えられること。  |
| 4. 施設が基準を当てはめて入所を決定する際の手続きについて   | (1) 入所に関する検討のための委員会の設置について<br>① 施設に、入所に関する検討のための委員会を設け、入所の決定は、その合議によるものとすること。<br>② 入所に関する検討のための委員会は、施設長と生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員などの関係職員で構成することとし、あわせて、施設職員以外の者の参加も求めることとが望ましいこと。この場合、施設職員以外の者としては、当該社会福祉法人の評議員のうち地域の代表として加わっている者、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにおいて選任することとされている第三者委員などが考えられる。 |
| (2) 記録の作成及び保存について  | (2) 記録の作成及び保存について<br>① 施設は、入所に関する検討のための委員会を開催する都度、その協議の内容（2.（3）③及び④の保険者市町村の意見を含む。）を記録し、これを2年間保存するものとすること。<br>② 施設は、市町村又は都道府県から求めがあったときは、上記の記録を提出するものとすること。  |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| 5. 指針の公表等について<br>指針は公表するとともに、施設は、入所希望者に対してその内容を説明するものとすること。     | 4. 指針の公表等について<br>指針は公表するとともに、施設は、入所希望者に対してその内容を説明するものとすること。     |
| 6. その他<br>管内の市町村・関係団体において指針の作成について独自の取組みがある場合には、これを尊重する必要があること。 | 5. その他<br>管内の市町村・関係団体において指針の作成について独自の取組みがある場合には、これを尊重する必要があること。 |